

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1. 春日部市（以下「市」という。）は、都心から35km圏、関東平野のほぼ中央の埼玉県の東部に位置し、その市域は、南北12.5km、東西11.7km、面積66.00km²ある。東西方向に東武アーバンパークラインと国道16号が横断し、南北方向には東武スカイツリーラインと国道4号・4号バイパスが縦断しており、北は宮代町、杉戸町、南は越谷市、松伏町、西はさいたま市、白岡市、東は江戸川を挟んで千葉県野田市と接している。

地形は、市の西部地域は埼玉県南部に広がる大宮台地、東部地域は千葉県北部から広がる下総台地と対峙しているが、その大半は中川低地となっている。台地部分の標高は8mから15m程で、低地部分では5mから6m程であり、中川低地では、大落古利根川、中川、江戸川などの豊かな水利により、肥沃な穀倉地帯を形成し、米をはじめ野菜、果樹などの栽培を行ってきた。

そのような環境の中、市の農業は、稲作を中心に営んできたが、今日では施設園芸や都市近郊という立地のもと観光農園や生産者と消費者が直結した生産直売など地域の特色を生かした農業が展開されている。

今後は、このような施設園芸や観光農園等において、高収益性の作目・作型を担い手中心に導入して、地域として産地化を図り、また、耕種を中心に経営規模の拡大を志向する農家と、施設園芸や観光農園等による集約的経営を展開する農家との間で、労働力の提供、農地の貸借などの役割分担を図り、地域複合としての農業発展を目指す。

更に、農業基盤となる優良農地の確保を図るため、農業振興地域整備計画に即した農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

2. 市の農業構造は、一戸あたり平均耕作面積が約1haと少ない上、首都圏に位置するため恒常的勤務による兼業農家が多く、土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。こうした中、農地の資産的保有傾向が強いためか、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化は、これまで顕著な進展をみないまま推移してきたが、近年、農地中間管理事業の推進により、少しずつ流動化が進んでいる。また、兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に農地の流動化に対する更なる期待が高まっている。

一方、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない、又は担い手に集積されない農地が一部遊休農地になっており、近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手の利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

3. 市は、このような農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、市及びその周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展をめざし農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる従事者1人あたりの年間農業所得：560万円程度）、年間労働時間（主たる従事者1人あたり1,800時間程度）を確保することができるような、効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、これらの経営が市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

4. 市は、将来の農業を担う若い農業経営者の意向、その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すにあたってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、市は、農業委員会、農業協同組合及び農林振興センター等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うための体制をとり、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して上記の体制が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等によ

り、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう指導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の貸し手、借り手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定及び農地中間管理事業等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、既存の営農集団の組織を活発化し、その活動の中で集団的土地利用を推進しつつ、より充実した土地利用調整を全市的に展開して集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いを基本に地域の実情に応じて人・農地プランの策定を推進する。また、農地中間管理事業、農地中間管理機構が行う特例事業、農業経営基盤強化促進事業等の積極的な活用により、利用権設定等の促進を図り、経営規模の拡大を推進する。地域での話し合いを進めるにあたり、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という）の経営改善に資するよう、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等、地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に認定農業者等の担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、このような農用地利用集積による経営規模拡大と併せて、農作業受委託による実質的な作業単位の拡大を促進し、受託作業を行う合理的な経営体の育成を図り、農用地利用集積の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、農林振興センターの指導の下に、既存の施設園芸や観光農園等の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っているので、オペレーターの育成、農作業受委託の促進等を図り、地域及び営農の実態に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家・土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化にしつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持を図り、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、認定農業者への農用地利用の集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に重点的に実施されるよう努めることとし、市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

5. 市は、農業委員会、農業協同組合及び農林振興センター等と連携し、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農業協同組合支店単位の研修会の開催等を農林振興センターの協力を受けつつ行う。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

6. 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

- (1) 新規就農者の現状

現在、市においては、明日の農業担い手育成塾を設置し、かつ、「人・農地プラン」に位置づけ

られた地域の中心となる経営体など、青年等の育成・確保に努めている。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1) に掲げる状況を踏まえ、市は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 育成・確保すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や埼玉県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標年間330人を踏まえつつ、市においては引き続き農林振興センターや農業委員会と連携し、年間3人（過去5年間の平均実績値）の当該青年等の確保を目標とする。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

市及びその周辺市町において現に成立している優良な経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり1,800時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得250万円程度）を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた市の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については農林振興センターや指導農業士、農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

(4) 地域ごとに推進する取組

ア 春日部地域

従来からの基幹作物である米・野菜・果樹を栽培する春日部地域においては、秩序ある土地利用の下に、都市整備との調和を図りながら、新たに農業経営を営もうとする青年等に対して、南彩農業協同組合等と連携し、基幹作物の栽培技術の指導や販路の確保を行い、当該青年等であっても一定の所得の確保ができ、安定的な経営が行えるよう努める。

また、地域特産物のブランド化を推進するため、主産地としての機能の強化、新品種・新作物の導入を図りつつ、地域の特性を活かした多彩な農産物の生産や加工、地域特産物の直売などによる付加価値の高い農業経営を育成する。

イ 庄和地域

従来からの基幹作物である米・野菜を栽培する庄和地域においては、水田農地の高度利用と生産性の向上を図るための生産基盤の整備を進めつつ、新たに農業経営を営もうとする青年等に対して、埼玉みずほ農業協同組合等と連携し、担い手農家への誘導と農用地利用の集積等を進め、当該青年等であっても一定の所得の確保ができ、安定的な経営が行えるよう努める。

また、施設園芸等においては、地域特産物のブランド化を推進するため、埼玉みずほ農業協同組合等を通して、主産地としての機能の強化、基幹作物の栽培技術の指導や販路の確保を行い、地域の特性を活かした多彩な農産物の生産や加工、地域特産物の直売などによる付加価値の高い農業経営を育成する。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

なお、本指標の基幹農業従事者は家族2人を基準としている。

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
主穀単一 基幹 従事者 2人	〈作付面積等〉 水稲単作 = 7 ha 水稲・麦 = 4 ha 大豆・麦 = 6 ha 麦単作 = 2 ha 大豆単作 = 1 ha 作業受託 = 8 ha 〈経営規模〉 20 ha	〈資本装備〉 ・トラクター (38ps) 2台 ・乗用施肥田植機 (8条) 1台 ・乗用管理機 (ブーム・粒剤散布) 1台 ・コンバイン (自脱5条、汎用型) 各1台 ・育苗ハウス 600 m ² ・温湯消毒器 1台 等 〈その他〉 ・経営規模は遊休農地等を積極的に借り受けて規模拡大を図る。 ・汎用化された30a区画水田に基盤整備が行われている。 ・作業機械は個人所有、乾燥調製作業はカントリーエレベーター等を利用。 ・転作は2/3を大豆-麦体系、1/3を麦、大豆単作の体系とする。	・複式簿記記帳の実施により経営と家計とを分離。 ・青色申告の実施。 ・パソコン利用の経営管理。 ・ブロックローテーションによる米麦大豆の栽培により水田利用率を高める。 ・直売の強化と系統出荷の2本立てを基本に、多様な販売を行う。	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入。 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止。 ・地域人材の活用を図る。

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事 の態様等
主穀単一 (組織法 人経営) 基幹 従事者 6人	〈作付面積等〉 水稲単作=23ha 水稲・麦=10ha 大豆・麦=27ha もち加工=5t 作業受託 100ha 〈経営規模〉 60ha	〈資本装備〉 ・トラクター 23ps 1台 ・トラクター 38ps 1台 ・トラクター 75ps 1台 ・乗用施肥田植機(8条) 2台 ・乗用管理機 2台 ・コンバイン 3台 ・大型育苗施設 1,500㎡ ・温湯消毒器 2台 ・もち加工施設 一式等 〈その他〉 ・経営規模は遊休農地等を積極的に借り受けて規模拡大を図る。 ・作業機械は法人所有、乾燥調整作業は法人の他、カントリーエレベータ等を利用する。 ・年間を通じて農産物加工を行い、直売による付加価値販売を行う。 ・地域全体が汎用化された30a区画水田に基盤整備が行われている。	・青色申告の実施。 ・パソコン利用の経営管理。 ・経営体の体質強化のため、自己資本の充実を図る。 ・組作業体系を確立し、セット作業による効率的な栽培管理を行う。 ・ブロックローテーションによる米麦大豆の栽培により水田利用率を高める。 ・加工も含めた直売の強化による流通体系を確立する。	・給料制の導入 ・従事者全員及び雇用者の社会保険加入 ・就農希望者を受け入れ研修を兼ねた雇用対象とする。

営農 種類	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事 の態様等
主穀・露 地野菜複 合 基幹 従事者 2人	〈作付面積等〉 水稲－大麦 ＝5.5ha 大豆－麦 ＝5.0ha ブロッコリー (秋)＝1.3ha (春)＝0.2ha 〈経営規模〉 12ha	〈資本装備〉 ・車庫兼作業場(200㎡)1棟 ・トラクター(38,30ps)2台 ・乗用施肥田植機6条1台 ・乗用管理機 (ブーム・粒剤散布)1台 ・コンバイン1台 ・育苗施設300㎡ ・温湯消毒器1台 等 〈その他〉 ・経営規模は遊休農地等を積極的に借り受けて規模拡大を図る。 ・地域全体が汎用化された30a区画水田に基盤整備が行われている。 ・畑及び汎用化された水田に露地野菜を導入。 ・作業機械は個人所有、乾燥調整作業はカントリーエレベーター等を利用。	・複式簿記記帳の実施により経営と家計とを分離。 ・青色申告の実施。 ・パソコン利用の経営管理。 ・水稲、麦、大豆栽培との作業競合が少ないブロッコリーの作付体系を行う。 ・ブロックローテーションによる米麦大豆とブロッコリーなどの野菜栽培により、水田利用率を高める。 ・直売の強化と系統出荷の2本立てを基本に、多様な販売を行う。	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入。 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止。 ・地域人材の活用を図る。
主穀・水 産食用養 殖複合 基幹 従事者 2人	〈作付面積等〉 水稲＝5.5ha 大豆－小麦 ＝4.0ha ホンモロコ (養殖池) ＝0.5ha 〈経営規模〉 10ha	〈資本装備〉 ・トラクター(38.30ps)2台 ・乗用施肥田植機6条1台 ・乗用管理機1台 ・コンバイン4条1台 ・育苗施設300㎡1棟 ・温湯消毒器1台 ・曝気用ポンプ10台 ・自動給餌機10台 等 〈その他〉 ・経営規模は遊休農地等を積極的に借り受けて規模拡大を図る。 ・地域全体が汎用化された30a区画水田に基盤整備が行われている。 ・作業機械は個人所有、乾燥調製作業はカントリーエレベーター等を利用。 ・日当たりと保水力のある土地で、水源が確保でき、給排水が自由にできる施設を有する。	・複式簿記記帳の実施により経営と家計とを分離。 ・青色申告の実施。 ・パソコン利用の経営管理。 ・経営規模は遊休農地等を積極的に借り受けて規模拡大を図る。 ・水田のブロックローテーションにより水稲、麦、大豆の高品質、安定生産を行う。 ・農産物及びホンモロコは直売や契約出荷などによる多様な販売を行う。 ・養殖池は防水シート等の利用による低コスト経営を行う。	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入。 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止。

営農 種類	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事 の態様等
施設 トマト・ 露地野菜 複合 基幹 従事者 2人	<p>〈作付面積等〉</p> <p>促成トマト =2,000 m²</p> <p>高糖度トマト =1,000 m²</p> <p>秋冬ブロッコリー =1ha</p> <p>〈経営規模〉</p> <p>アクリルハウス 3,000 m²</p> <p>普通畑 1 ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクリルハウス 2,000 m² 1棟 ・作業所兼車庫 40.2 m² 1棟 ・トラクター 25ps 1台 ・乗用管理機 1台 等 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水稻作は経営委託を行い、普通畑は交換耕作によって集積を図る。 ・トマトは共同選果施設を利用し、選別、荷造り作業の省力化を図る。 ・セルトレイ播種機は共同利用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施により経営と家計とを分離。 ・青色申告の実施。 ・パソコン利用の経営管理。 ・労災保険の加入。 ・施設、ほ場の団地化により、作業の効率化を図る。 ・生物農薬や乗用管理機の利用により健康に留意した作業を行う。 ・高糖度トマトは、出荷先との契約による差別化した販売を行う。 ・ハサップ方式の考え方を取り入れた生産管理システムを導入。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入。 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止。 ・作業の集中するブロッコリーの定植時期等は雇用労力を効率的に利用し、ゆとりある労働環境を確保する。
施設 トマト (直売) 基幹 従事者 2人	<p>〈作付面積等〉</p> <p>促成トマト =1,000 m²</p> <p>抑制トマト =1,000 m²</p> <p>半促成きゅうり =1,000 m²</p> <p>ほうれん草 =0.2ha</p> <p>ブロッコリー =0.2ha</p> <p>ねぎ =0.2ha</p> <p>さといも =0.2ha</p> <p>スイートコーン =0.3ha</p> <p>〈経営規模〉</p> <p>アクリルハウス 2,000 m²</p> <p>普通畑 1 ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクリル温室 1,000 m² 2棟 ・作業所兼車庫 100 m² 1棟 ・トラクター 25ps 1台 ・乗用管理機 1台 等 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直売所、量販店直売コーナーを利用した消費直結型経営を行う。 ・周年出荷のトマトに季節感を活かした多品目の露地野菜を組み合わせ、一年中足が向く直売を行う。 ・輪作体系の実施と畑地灌漑施設の活用により生産安定と品質向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施による経営と家計との分離。 ・青色申告の実施。 ・パソコン利用の経営管理。 ・労災保険の加入。 ・施設、ほ場の団地化により、作業の効率化を図る。 ・販売は、農協直売所その他、学校給食や近隣量販店直売コーナー向け契約出荷を行う。 ・出荷は、規格の簡素化、通いコンテナ利用により省力化、流通経費の削減に努める。 ・ハサップ方式の考え方を取り入れた生産管理システムを導入。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入。 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止。

営農 種類	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事 の態様等
施設 いちご・ 主穀複合 基幹 従事者 2人	<p>〈作付面積等〉</p> <p>促成いちご =2,000 m²</p> <p>高設栽培いちご (摘み取り体験用) =1,000 m²</p> <p>いちご苗生産 =40,000 株</p> <p>水稲=2.0ha</p> <p>〈経営規模〉</p> <p>低コスト耐候性 ハウス 3,000 m²</p> <p>水田 2ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 低コスト耐候性ハウス 3,000 m² 1 棟 高設栽培装置 1,000 m² 1 台 作業場兼直売所 30 m² 1 棟 駐車場 100 m² 育苗ハウス 1,000 m² 1 棟 トラクター 30ps 1 台 田植機 1 台 自脱型コンバイン 1 台 等 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 暗渠排水、パイプライン などの基盤が整備された 水田を利用する。 いちご 1,000 m²は高設栽培 の摘み取り園とし、収穫 体験を行う。 いちごの育苗は空中採苗 方式とし、栽培ハウスは 大型低コスト耐光性ハウ スを利用する。 コンバイン等の大型機械は 共同利用する。 	<ul style="list-style-type: none"> 複複式簿記記帳の 実施による経営と 家計との分離。 青色申告の実施。 パソコン利用の 経営管理。 労災保険の加入。 いちごは空中採苗 により苗増殖の効 率化と作業環境の 改善を図る。 ハサップ方式の考 え方を取り入れた 生産管理システム を導入。 いちごは市場出荷 のほか直売や摘み 取りを行い、消費 者の意見を取り入 れた生産を行う。 水稲は、直売によ る消費者に直結し た多様な販売を行 う。 	<ul style="list-style-type: none"> 家族経営協定の 締結に基づ く給料制、休 日制の導入。 農繁期におけ る臨時雇用者 の確保による 過重労働の防 止。
施設なす 経営 基幹 従事者 2人	<p>〈作付面積等〉</p> <p>促成なす =3,000 m²</p> <p>抑制きゅうり =3,000 m²</p> <p>〈経営規模〉</p> <p>ビニール温室 =3,000 m²</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ビニール温室 3,000 m² 2 棟 作業所兼車庫 58.3 m² 1 棟 堆肥盤 30 m² トラクター 20ps 自動カーテン装置 施肥かん水装置 農用トラック 炭酸ガス発生装置 温風暖房機 <p>〈経営条件〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設は複合環境制御装置 施肥ガス発生装置の設置 集出荷場は、共同利用 接ぎ木作業の機械化 パソコンの活用 	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳の実 施による経営と家 計との分離を図 る。 青色申告の実施。 市況予測、販売、 経営管理にパソコ ンを活用。 	<ul style="list-style-type: none"> 家族経営協定の 締結に基づ く給料制、休 日制の導入。 選別、荷造りの 簡素化及び請 負制度やパー トを活用。

営農 種類	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事 の態様等
都市観光 農業 基幹 従事者 2人	<p>〈作付面積等〉</p> <p>なし =0.8ha ぶどう=0.5ha キウフルーツ =0.2ha すもも=0.2ha 水稲 =3.0ha</p> <p>〈経営規模〉</p> <p>樹園地 1.7ha 水田 3.0ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販売所 30㎡ 1棟 ・トイレ 6㎡ 1棟 ・駐車場 120㎡ 1か所 ・トラクター 28ps 1台 ・スピードスプレー 1台 ・ハンマーナイフモア 1台 等 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営規模は遊休農地等を積極的に借り受けて規模拡大を図る。 ・都市地域で地域住民と共生できる樹園地、露地野菜畑を活用する。 ・駐車場、販売所、トイレ等の施設を完備し、消費者にとって快適な販売を行う。 ・栽培履歴の記録により、安全・安心な果実や野菜を安定的に提供。 ・農園、販売所はユニバーサルデザインによるバリアフリー化に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施による経営と家計との分離。 ・青色申告の実施 ・パソコン利用の経営管理。 ・販売は、果実は収穫体験、土産販売、宅配便とし、野菜は収穫体験、土産販売とする。 ・地元観光協会、自治体との連携を強化し、多様な方策により消費者との接点を増やす。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入。 ・安定的周年雇用確保による過重労働の防止。 ・栽培、販売業務で雇用を活用し、特に接客対応を重視。

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1の6の(2)に示したような目標を可能とする、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得250万円程度を目標とする主要な営農類型を展開していく。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1. 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
50%	

○効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

農用地の利用集積にあたっては、より効率的かつ安定的な営農を可能にするため、農地中間管理事業、農地中間管理機構が行う特例事業、利用権設定等促進事業等を活用し、面的なまとまりとなるように努めるものとする。

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的作業を3作業以上実施している農作業受託面積を含む。）面積のシェアの目標である。

2 目標年次はおおむね10年先とする。

2. 農用地の利用関係の改善に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

市においては、水稻を主体とする土地利用型農業が盛んであり、都市近郊という立地のもと、観光農園や生産者と消費者が直結した生産直売など地域の特色を生かした農業が展開されている。

また、都市化が進んでいることから兼業化が進み農用地は減少傾向にある。主穀経営を中心とした認定農業者等への農地の利用集積が進んできているものの、農業者の高齢化が進み、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、農業後継者の育成や担い手の確保が重要な課題となっており、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくることが予想される。そのため農産物のブランド化の推進と農業基盤となる優良農地を確保し、効率的な稲作経営が行なえるよう農用地の利用集積・集約化を進め、効率的かつ安定的な農業経営と生産の向上に努める。

(3) 関係団体等との連携体制

市では、関係機関が有する農地の情報の共有化を目指し、地域の担い手への面的集積を促進するため、関係各課、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構等が連携して施策・事業等の推進を実施する。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

市は、埼玉県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農地中間管理事業、農地中間管理機構が行う特例事業の実施を促進する事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

農業振興地域内のうち、生産基盤整備が完了している地区においては、生産基盤整備を生かした新作目の導入、利用権設定等促進事業及び農地中間管理事業を重点的に実施する。

生産基盤整備を実施していない地区においては、地域農業者の理解を得ながら生産基盤整備に着手し、利用権設定等促進事業及び農地中間管理事業を推進し、担い手への農用地の利用集積を含め、担い手農業者が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう生産基盤の強化を図る。

また、農地中間管理事業の推進にあたっては、「人・農地プラン」の作成・見直しと連動させ、効率的・効果的な実施を図ることとする。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1. 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作又は養蓄の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。
 - ア. 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること。
 - （ア）耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うと認められること。

- (イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
- (ウ) その者が農業によって自らの農業経営を改善しようとする意欲と能力を有すると認められること。
- (エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。
- (オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。
- イ. 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
- ウ. 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができること認められること。
- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、（ア）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、法第7条に規定する農地中間管理事業の特例事業を行う農地中間管理機構、又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合、若しくは農地中間管理機構、若しくは独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関して定めるところによる。
- ④ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。
- ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- イ 市長への確約書の提出や市長との協定の締結を行うこと等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
- ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号イからチに掲げる者に限る。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。
- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成にあたっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）別記様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
 - ア. 当該開発事業の実施が確実であること。
 - イ. 当該開発事業の実施にあたり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
 - ウ. 当該開発事業の実施にあたり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期期

- ① 市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申出ることができる。
- ④ ②と③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申出の場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。

- ② 市は、(5)の②と③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるにあたっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
(1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。)
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払の方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあつては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び(現物出資に伴い付与される持分を含む。)その支払(持分の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項
 - ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃借権又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農地法第6条の2第1項で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について同意市の長に報告しなければならない旨
 - ウ その者が、賃借権又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項
 - (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - (イ) 原状回復の費用の負担者
 - (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
 - (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
 - (オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が20年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 紛争の処理

市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 市の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画のうち②のア及びイに係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取消しに係る部分を市の掲示板に掲示することにより公告する。

④ 市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。

2. 農地中間管理事業、農地中間管理機構が行う特例事業の実施の促進に関する事項

(1) 市は、県下一円を区域として農地中間管理事業は農地中間管理機構、農地中間管理機構が行う特例事業は農地中間管理機構に指定された公益社団法人埼玉県農林公社が行い、南彩農業協同組合及び埼玉みずほ農業協同組合との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同機構等が行う事業の実施の促進を図る。

(2) 市、農業委員会及び農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を生かした農地中間管理事業、農地中間管理機構が行う特例事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

3. 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域とする。

ただし、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来たさない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化、その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア. 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ. 農用地利用改善事業の実施区域

ウ. 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ. 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ. 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ. その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱別記様式第4号の認定申請書を市に提出して、農用地利用規程について市の認定を受けることができる。

② 市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

- ア. 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ. 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ. (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること
 - エ. 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市の掲示板への掲示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第9条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
- ア. 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ. 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ. 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ 市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①を認定する。
- ア. ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
 - イ. 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
- ④ ②で規定する事項で定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、法第12条第1項にかかる農業経営改善計画の認定を受けたものとみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。
- ② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農林振興センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4. 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア. 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ. 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ. 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受委託の促進の必要性についての普及啓発
- エ. 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ. 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ. 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託についてあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5. 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

6. 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

市は、第1の6(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体と

の連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 確保に向けた環境整備

青年農業者等育成センターや農林振興センター、農業協同組合などと連携しながら、就農希望者に対し、就農に向けた研修等に関する情報提供を行う。また、受け皿となる農業法人や先進農家等と連携して青年等の確保ができる環境を整備する。

イ 中長期的な取組

認定農業者の支援及び未就学児と小・中学校の児童生徒による農業体験を実施するとともに、農林振興センターが実施する講習会や研修会等に積極的に参加できる環境を整えつつ、農業後継者の育成・確保を図る。

また、農業を補助・体験できる「農業ヘルパー制度」により、農業にふれあう場を提供し、担い手の確保に努める。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

農林振興センターが作成する「新規参入者フォローアップカルテ」を用いて、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を記入・共有しながら、農業委員、指導農業士、農業協同組合等と連携・協力して当該青年等の営農状況を把握し、効率的かつ適切な指導支援を行う。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの作成や見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのためには、新規就農者の研修会への参加を促すとともに、認定農業者との交流の機会を設ける。また、商工団体や農業団体等とも連携して、農産物直売所への出荷のためのアドバイスをを行うなどして、生産物の販路の確保を支援する。

ウ 経営力の向上に向けた支援

アに掲げる「新規参入者フォローアップカルテ」を活用した指導に限らず、農林振興センターによる技術・経営管理能力向上のための研修会等への参加促進、農業協同組合が運営する直売施設等への出荷の促進、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、農業次世代人材投資資金や青年等就農資金、強い農業・担い手づくり総合支援交付金等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については青年農業者等育成センター、技術や経営ノウハウについての習得については埼玉県農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては農林振興センター、農業協同組合、認定農業者や指導農業士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

7. その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

市は、1から5までに掲げた事項の推進にあたっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

- ① 市は、野菜集出荷施設等の農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていくうえでの条件整備を図る。
- ② 市は、今後要望及び調査等を基に概ね集落単位のミニほ場整備の推進を図るとともに、用排水等整備事業の実施を促進し、定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努める。
- ③ 市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うにあたっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

①事業推進体制等

市は、農業委員会、農林振興センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動を樹立する。また、このような計画と併せて、当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

②農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、市は、このような協力の推進に配慮する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、令和4年2月9日から施行する。

別紙1（第5の1（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）
- 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項
 - 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- (2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合をのぞく。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）
- 対象土地を混放林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができることと認められること。
 - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）
- 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙2（第5の1（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払い方法	④有益費の償還
<p>1、存続期間は3年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。</p> <p>ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でないと認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2、残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3、農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1、農地については、農地法第52条の規定により農業委員会から提供される賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2、採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近隣の借賃がないときは、その採草放牧地の近隣の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3、開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4、借賃を金銭以外のものとして定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p>	<p>1、借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の前額を一時に支払うものとする。</p> <p>2、1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3、借賃を金銭以外の物で定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1、農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2、農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申し出に基づき、市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間	②借賃の算定基準	③借賃の支払い方法	④有益費の償還
I の①に同じ。	<p>1、混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2、農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3、開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、I の②の3と同じ。</p>	I の③に同じ。	I の④に同じ。

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
I の①に同じ。	<p>1、作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2、1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械費の償却費、事務管理費などのほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	I の③に同じ。この場合において I の③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	I の④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常の取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）その価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払い期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払い期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し対価の支払い期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>